

## 6月定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月25日（火）午前10時～10時26分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 2階 第1・2講習室  
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一  
職務代理 上田 直樹  
委員 内山 信行、江本 政彦、河崎 貫一郎、縄田 加奈江、  
正司 浩幸、村田 信男、河村 守浩、関谷 利彦、  
原野 英雄、野村 文雄、富永 茂巳、阿部 利男、  
岡田 保子、壹岐 浩二  
・・・（16人）
4. 欠席委員 大草 知子、磯部 恵子・・・（2人）
5. 議事日程  
第1 議事録署名委員の指名  
第2 付議事項  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について  
議案第4号 非農地証明について  
議案第5号 農用地利用集積計画（案）の審査について  
議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見について  
議案第7号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況  
その他事務の実施状況の公表について  
  
第3 報告事項  
報告第1号 農地所有適格法人報告書について  
報告第2号 農地等の利用状況報告書（一般法人用）について
6. 事務局 藤原局長、石川局長補佐、高瀬係長

**議 長：** 定刻となりましたので、6月の定例総会を開会します。  
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。  
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は16人です。  
欠席は2名となっています。欠席者からは事前に連絡をいただいています。  
本日の議事は、議案第1号から第7号までの付議事項34件及び報告事項2件  
となります。  
以上で報告を終わります。

**議 長：** 本日の委員18人中16人出席ですので、総会は成立しています。  
本日の議事録署名委員については私から指名します。  
厚南地区の縄田委員、楠地区の壹岐委員をお願いします。  
なお、書記については、事務局職員に対応させます。  
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

(質問、意見なし)

**議長：** それでは、これより議事に入ります。  
**議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。**

**事務局：** 議案書は1ページ、3ページの旧市地区の議案、9番、10番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

**議長：** 旧市地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

**議長：** 旧市地区よろしいですか

**内山委員：** はい。問題ありません。

**議長：** 採決に入ります。旧市地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議長：** 全員賛成ですので、9番、10番は、許可します。  
事務局、次をお願いします。

**事務局：** 議案書は5ページの厚東地区の議案、11番について説明します。訂正表にありますとおり、概要に訂正があります。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

**議長：** 厚東地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

**議長：** 厚東地区よろしいですか

**河村委員：** はい。問題ありません。

**議長：** 採決に入ります。厚東地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議長：** 全員賛成ですので、11番は、許可します。  
事務局、次をお願いします。

**事務局：** 次は、7ページの二俣瀬地区の議案、12番となりますが、申請書類が整わなかったことから取り下げとなっています。従いまして、9ページの小野地区の議案13番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。ま

た、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

**議 長：** 小野地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

**議 長：** 小野地区よろしいですか

野村委員： はい。

**議 長：** 採決に入ります。小野地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、13番は、許可します。  
次に、議案第2号、農地法第4条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は11ページの東岐波地区の議案、4番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

**議 長：** 東岐波地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

**議 長：** 東岐波地区よろしいですか

正司委員： はい。問題ありません。

**議 長：** 採決に入ります。東岐波地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、4番は、許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は13ページの旧市地区の議案、5番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

**議 長：** 旧市地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

**議 長：** 旧市地区よろしいですか

内山委員： はい。

**議 長：** 採決に入ります。旧市地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、5番は、許可します。  
次に、議案第3号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は15ページから20ページの東岐波地区の議案、25番から27番まで3件あります。3件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

**議 長：** 東岐波地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

**議 長：** 東岐波地区よろしいですか

正司委員： はい。問題ありません。

**議 長：** 採決に入ります。東岐波地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、25番から27番までは、許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は21ページから26ページまでの西岐波地区の議案、28番から30番まで3件あります。3件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

**議 長：** 西岐波地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

**議 長：** 西岐波地区よろしいですか

村田委員： はい。

**議 長：** 採決に入ります。西岐波地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、28番から30番までは、許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は27ページから32ページまでの旧市地区の議案、31番から33番まで3件あります。3件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

**議 長：** 旧市地区の3件について、質問、意見等ありますか。  
(質問、意見なし)

**議 長：** 旧市地区よろしいですか

内山委員： はい。

**議 長：** 採決に入ります。旧市地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。  
(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、31番から33番までは、許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は33ページから40ページまでの厚南地区の議案、34番から37番まで4件あります。4件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

**議 長：** 厚南地区の4件について、質問、意見等ありますか。  
(質問、意見なし)

**議 長：** 厚南地区よろしいですか

河崎委員： はい。

**議 長：** 採決に入ります。厚南地区の4件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。  
(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、34番から37番までは、許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は41ページ、43ページの楠地区の議案、38番、39番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

**議 長：** 楠地区の2件について、質問、意見等ありますか。  
(質問、意見なし)

**議 長：** 楠地区よろしいですか

阿部委員： はい。

議 長： 採決に入ります。楠地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、38番、39番は、許可します。  
次に、議案第4号、非農地証明申請について、一括して上程します。  
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は45ページから64ページの議案、24番から33番までの10件です。いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況は、議案書に記載のとおりです。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。  
次に、議案第5号、農用地利用集積計画(案)の審査となりますが、二俣瀬地区において、委員に関する事項があるため、まずは二俣瀬地区について審査し、そのあとに二俣瀬地区以外の審査を行います。それでは、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、上田職務代理の退席を求め、二俣瀬地区について審査します。

(上田職務代理退出 10:17)

事務局、二俣瀬地区の説明をお願いします。

事務局： 議案書は69ページです。本件について、事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 二俣瀬地区よろしいですか

原野委員： はい。問題ありません。

議 長： 分かりました。それでは採決します。  
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、二俣瀬地区は原案どおり決定します。  
上田職務代理、席にお戻りください。

(上田職務代理入室 10:18)

つづいて、二俣瀬地区以外の審査を行います。  
事務局、説明をお願いします。

**事務局：** 議案書は65ページから68ページ及び70ページから73ページまでです。  
本件について、事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づ  
く、農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりで  
す。以上です。

**議 長：** 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

**議 長：** 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。  
厚南地区、小野地区、万倉地区の委員さん、よろしいでしょうか。

(各地区委員異議なし)

**議 長：** 分かりました。それでは採決します。  
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり決定します。  
次に、議案第6号、農用地利用集積等促進計画(案)の審査となりますが、委  
員に関する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に  
より、野村委員の退席を求め、審査します。

(野村委員退出 10:20)

事務局、説明をお願いします。

**事務局：** 議案書は74ページ、75ページです。該当農地の貸付先への配分について意  
見を求められております。これは、議案第5号にて中間管理機構である、やまぐ  
ち農林振興公社に管理権が設定されており、中間管理機構が管理権を有する農地  
について、権利設定を行う場合は農業委員会の意見を聞くこととされていること  
に伴うものです。以上です。

**議 長：** 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

**議 長：** 小野地区よろしいですか

富永委員： はい。問題ありません。

**議 長：** 分かりました。それでは採決します。

本件について、「意見なし」として回答することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、議案第6号は原案どおり決定します。  
野村委員、席にお戻りください。

(野村委員入室 10:21)

次に、議案第7号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は、76ページから81ページとなります。  
これは、令和5年度の最適化活動目標その他事務の実施状況について報告するものです。5月度の定例総会にて、令和5年度の最適化活動の実績を承認いただきましたが、その実績を報告様式に当てはめ、また、昨年度審議いただいた「農地法3条・4条・5条に係る処理件数」及び「違反転用」についてお示ししています。以上です。

**議 長：** 本件について、質問、意見等ありますか。

違反転用は何件ありましたか。

事務局： はい、報告します。令和5年度は11件ありました。すべて転用申請の際に発覚したものであり、指導のうえ始末書を出していただき、その後許可されています。以上です。

**議 長：** はい、わかりました。  
それでは採決します。  
承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、本件については承認します。  
付議事項は終わりました。  
次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は2件あります。順に説明いたします。  
報告第1号、議案書は82ページから89ページです。市内に事業所を有する農地所有適格法人から、農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しと確認結果です。  
次に報告第2号、議案書は90ページ、91ページです。市内に事業所を有する一般法人から農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しです。  
以上です。

**議 長：** ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。  
これは報告事項であり了解いただきたいと存じます。  
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から次回日程等について連絡)

議 長 : すべての議事が終わりました。  
これを持ちまして、6月定例総会を閉会します。)

(終了時間 10:26)